

# エリア設定の専門部会案を承認 只見町長に方針と設定案を提示

## 第4回只見町ユネスコエコパーク検討委員会

### エリア設定案を承認

第4回只見町ユネスコエコパーク検討委員会が8月20日に朝日地区センターで行われ、検討委員と関係者が出席しました。

今回の検討委員会では、第2回の検討委員会で設置されたエリア設定のための専門部会で協議検討され、案として示されたエコパーク登録申請の際の「核心地域」「緩衝地域」「移行地域」を設定した土地利用区分についてのエリア設定案を確認、問題点などを協議、整理したうえで全委員の合意がなされ、エリア設定案を承認しました。なお、設定されたエリアは4から5ページで紹介いたします。

### 方針とエリア設定の内容も承認

同時にユネスコエコパークの登録申請に伴う方針とエリア設定の内容についても承認されましたので、紹介します。



▲エリア設定案を手にする  
目黒町長(右)と榎村検討委員長

### ▼方針

ユネスコエコパークの理念は、核心地域における自然環境の保護・保全と、緩衝地域における保全・利用、そして移行地域における持続可能な地域の社会的経済的発展を実現することである。それと同時に、特徴ある自然環境・資源を背景に築き上げてきた地域の生活文化、伝統を如何に将来に継承発展していくかも重要な目標である。したがって、ユネスコエコパークの設定にあたっては、地元住民の合意形成と主体的参加が前提であり、その活動は地域住民の総意に基づくものでなければならぬ。

### ▼只見ユネスコエコパーク

#### (生物圏保存地域) 設定案

①対象地域を只見町全域および隣接する檜枝岐村の一部とする。

②核心地域は「奥会津森林生態系保護地域の保存地区(重複する越後三山只見国定公園の「特別保護地区」と「特別地域」の一部を含む)」とする。

③緩衝地域Aは「核心地域以外の越後三山只見国定公園の特別保護地区(重複する奥会津森林生態系保護地域の「保全利用地区」を一部含む)」とする。

④緩衝地域Bは「緩衝地域A以外の奥会津森林生態系保護地域の保全利用地区」、「核心地域、緩衝地域A以外の越後三山只見国定公園の区域」、「緑の回廊」、「郷土の森」とする。

⑤移行地域は「核心地域、緩衝地域A、緩衝地域B以外の地域」とする。

なお、この設定案を実現し、ユネスコエコパークの目的を達成するため、次の2項目の実施を強く求める。

⑥只見町は、核心地域を緩衝地域により取り囲む必要があるため、隣接の「町有林」、「財産区有林」を緩衝地域Bにする。

⑦只見町はユネスコエコパークの目的を実現するため、関連の事業を計画し、その実施のための要員配置と予算処置を取る。

### 只見町長に方針と設定案を提示

同日、ユネスコエコパークの登録申請に伴う方針とエリア設定の内容について、榎村利道検討委員会委員長から、目黒町長に提示されました。

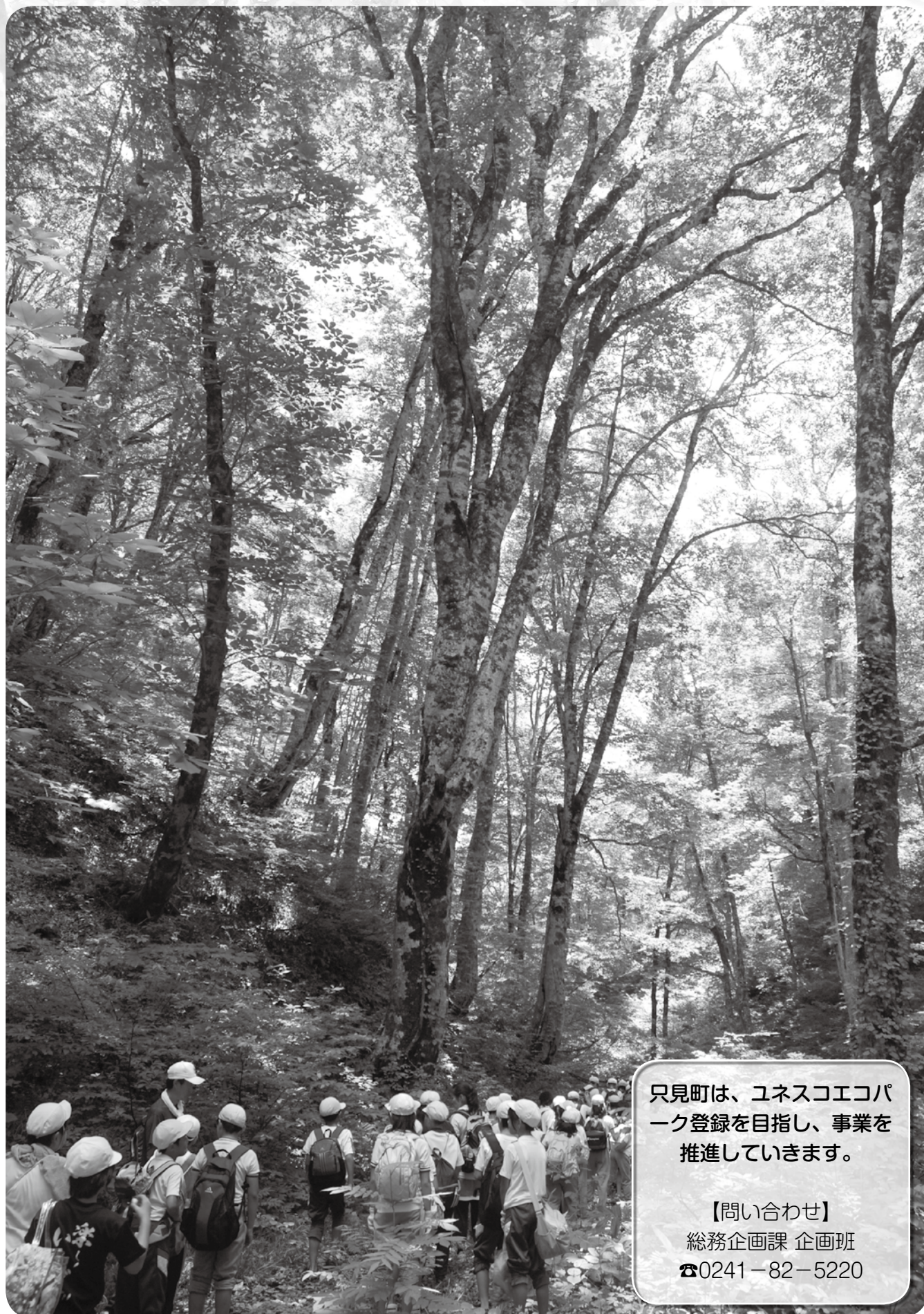
榎村委員長は「優れた取り組み。只見町は自然とともにユニークに発展してきた。これから

も町民の力で発展していく。町民の視点でしっかり取り組んでほしい」と述べ、目黒町長は「町民へも説明をし、一緒に取り組んでいく。只見町らしいローカルな魅力を発信していく。登録後も継続してエコパーク事業を展開し、独自のまちづくりをする」と述べました。

### 今後の取り組みとまちづくり

今後の進め方としては、住民説明会を行い、町民の方から意見をいただきながら、協議を重ね理解を求めていきます。さらに、11月18日(日)に季の郷湯ら里で、エコパークに関するシンポジウムを行う予定です。改めてお知らせしますので、皆さんご来場ください。

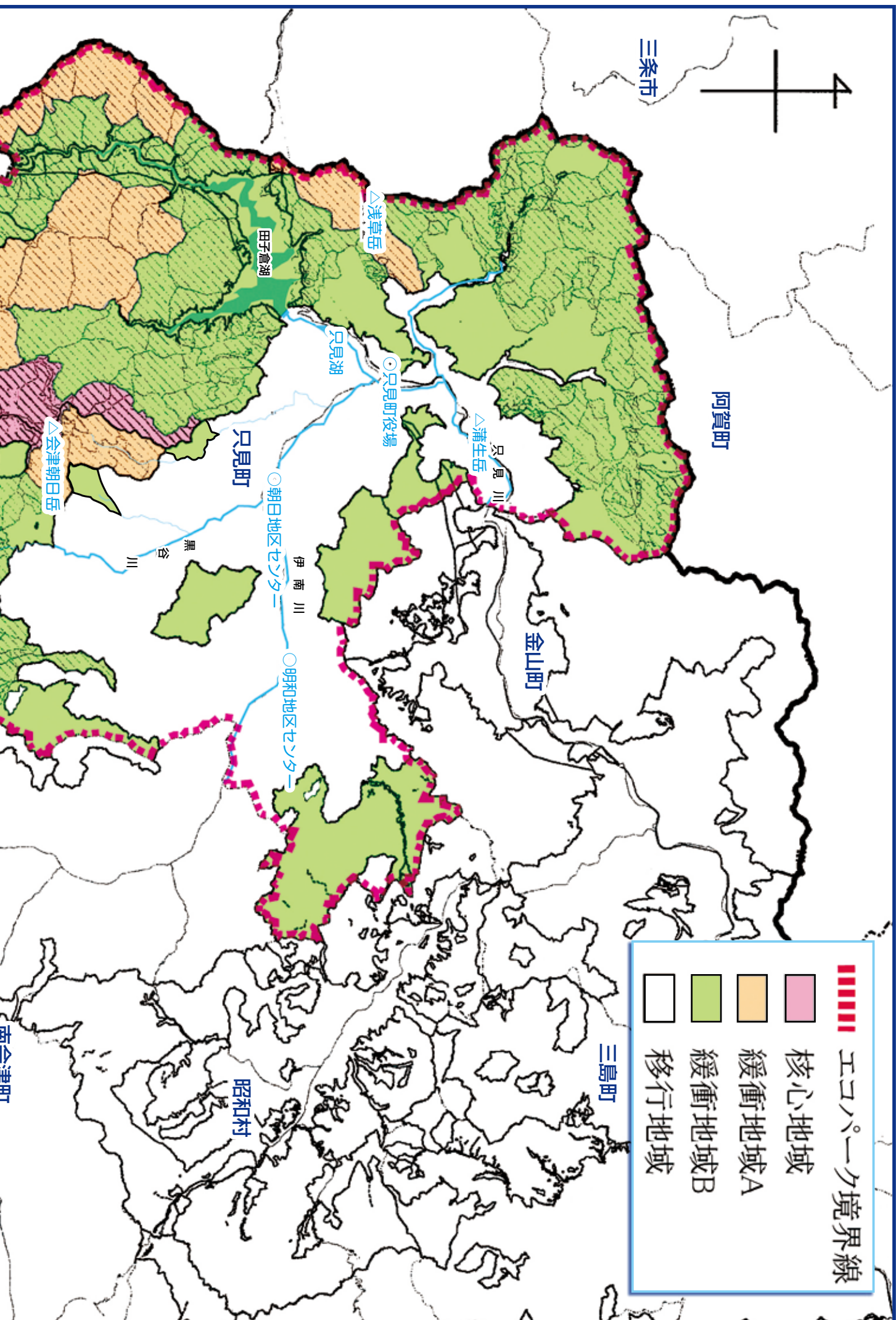
また、エコパークの登録に伴うまちづくりの考え方について、検討委員会で確認されました。今後は、エコパークの登録を見据え、まちづくりの基本理念に基づき、関連事業や様々な施策を実行していく計画です。町民の皆さんと力を合わせ、只見町の特徴を最大限に生かしたオリジナリティーあふれるまちづくりを推進していきますので、ご理解とご協力、ご支援をお願いいたします。



只見町は、ユネスコエコパーク登録を目指し、事業を推進していきます。

【問い合わせ】  
総務企画課 企画班  
☎0241-82-5220

# 只見ユネスコエコパーク土地利用区分設定案





## 基本的な考え方

- エリア設定対象地の住民に対し、新たに強制的な規制を設けません。
- エリア設定対象地域が対象となる法令、規則に抵触しない形での設定を目指します。
- 設定案はエリア設定対象地における住民、利害関係者の合意形成が図られる内容とします。

## 土地利用区分にかかるエリア設定案

只見ユネスコパークは、林野庁関東森林管理局が設定した「奥会津森林生態系保護地域」の「保存地区」「保全利用地区」を「核心地域」及び「緩衝地域」として設定管理し、その他の地域を「移行地域」として設定します。ただし、ユネスコパークの設定基準では、緩衝地域は保全・利用といった幅広い目的を持って、設定されているのに対し、只見町が設定する緩衝地域は自然環境の保護・保全制度が重複指定されているなど、エリア設定地域を一つのカテゴリで包括することは困難です。そこで、緩衝地域を、核心地域に準ずる自然環境の保護を第一に管理する「緩衝地域A」と、自然環境の保全と共に、持続可能な形で利活用に重点を置く「緩衝地域B」とに区分し設定します。

区域割り	只見町全域 ※隣接する檜枝岐村の一部	奥会津森林生態系保護地域の「保存地区」	越後三山只見国定公園の「特別保護地区」	緩衝地域A以外の森林生態系保護地域の「保全利用地区」	緩衝地域A以外の山菜キノコ類の採取慣行は可能／生態系の価値を損ねない形での活動は可能	移行地域
設定範囲	核心地域 【コアエリア】	緩衝地域A 【バッファゾーンA】	緩衝地域B 【バッファゾーンB】	移行地域 【トランジションエリア】		
利用形態	原則立ち入り禁止	原則として、調査研究・モニタリングのみが可能	調査研究・モニタリングが可能／地元住民による伝統的な山菜キノコ類の採取慣行は可能／生態系の価値を損ねない形での活動は可能	自然環境保全に対しては、努力目標であって、制度的拘束力はない		
根拠法	○林野庁の保護林制度 ○自然公園法（国定公園）	○林野庁の保護林制度 ○自然公園法（国定公園）	○林野庁の保護林制度 ○自然公園法（国定公園、都道府県立自然公園）	○一部地域で自然公園法（都道府県立自然公園）による規制がある		

●上記の区域割りは、新たな法制度は必要なく、既存の法制度により管理・運営が行われます。